

令和 6 年度

第 1 回 豊明市国民健康保険運営協議会

議事録

令和 6 年 7 月 2 5 日（木）

午後 2 時開始

豊明市保健センター 3 階 講義室

令和6年度 第1回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和6年7月25日（木）午後2時から

豊明市保健センター 3階 講義室

出席者 公益代表	加藤 誠 松本 昇 加藤 充子
保険医・薬剤師代表	嘉戸 竜一（医師代表）松森 正起（歯科医師代表） 太田 満（薬剤師代表）
被保険者代表	田口 一子 今井 和子 橋本忠幸
保険者代表	豊明市副市長（市長代理） 土屋 正典 健康福祉部長 中村 泰正 保険医療課長 近藤 有紀子 保険医療課 星野 幸久

傍聴者 0名

令和6年度第1回豊明市国民健康保険運営協議会を令和6年7月25日（木）豊明市保健センターにて開催しました。議題及び審議経過については、以下のとおりです。

議事

- （1）令和5年度国民健康保険特別会計決算見込及び令和6年度予算について
- （2）令和6年度国民健康保険税率等の改正について
- （3）赤字削減・解消計画について
- （4）マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
- （5）その他
 - ・子ども・子育て支援法等の一部改正について
 - ・令和6年度スケジュールについて

開始 午後2時

進行（課長）

本日は大変お忙しい中、定刻にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、令和6年度第1回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。今年度もよろしくお願いいたします。保険医療課長の近藤でございます。

今年度は、委員の変更もございませんので、またどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は市長が他の公務で不在としておりますので会議の開催に先立ちまして、副市長よりごあいさつを申し上げます。

副市長

あらためまして副市長の土屋でございます。本日、市長は中部水道企業団の議会と重なっております、こちらに参ることがかないません。市長より、よろしくお願いするよう言付かっておりますので、代わってのご挨拶とさせていただきます。

日頃より本市行政へのご理解とご協力、大変感謝しております。

この国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法に基づいた非常に重要な審議体です。今年度もみなさまにはご負担をおかけしますがよろしくお願いいたします。

さて、昨年度も何度もみなさまには本市の国民健康保険の状況をお伝えしてまいりましたが、非常に厳しい状況でございます。全国的にも国民健康保険の構造的課題が拡大してきているといわれていますが、本市においても同様で、後期高齢者医療への移行や社会保険等の被用者保険の対象拡大による被保険者数の減少、それに伴う被保険者の低所得化傾向がすすんでいます。その一方、医療負担は増大してきていますので、今年度も被保険者のみなさまにご負担をお願いする国保税改定をさせていただいたところですが、国保運営は大変厳しい状況が続いております。

また、子ども・子育て支援法改正による新たな税負担、マイナ保険証をはじめとする医療DXと対応していかなければならない課題は山積です。

それぞれのお立場でのご意見をいただき、お知恵を拝借しながら、良い状況をつくっていければと思っております。

本日が一回目ということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

進行（課長）

ありがとうございました。

ここで、副市長は他に公務がございますので、退席をさせていただきます。よろしくお願いします。

本日は、みなさまご出席により、会は成立いたします。

では、始めに、事前送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

進行（課長）

今年度1回目の開催となりますので、ここで、改めて本協議会について、ご確認させていただきます。根拠法令等の資料をご覧ください。

本協議会につきましては、「国民健康保険法」第11条第2項にございますが、市町村が処理することとされている事務に係るもので、保険給付、保険料の徴収その他重要事項について審議するために設置されているものと位置づけられています。続きまして

「国民健康保険法施行令」をご確認ください。協議会の組織、委員の任期、会長について定められています。また、「豊明市国民健康保険条例」で、委員の人数について定め

られており、「豊明市国民健康保険運営協議会規則」では、協議会の任務、議事などについて定められています。特に重要なのは、第2条（協議会の任務）協議会は次に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて答申するとされている点です。近年は、引き上げの税率改定をせざるを得ない状況となっておりますので、今年度も市長より諮問を受け、この協議会で審議をして、市長に結果を答申するという重大な任務をお願いすることになると想定しております。

委員のみなさまには大変なご負担となりますが、事務局としても適切な資料準備等、努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今年度も引き続き、会長は加藤様、副会長は松本様でお願いいたします。また、事務局側でございますが、本日は担当係長の中世古が県の会議に出席しておりますので、担当の星野が出席となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、これより運営協議会規則第3条の規定により会長に議長になっていただきまして、会議を進めてまいります。本日は市長からの諮問はございませんので、報告事項等を議題とさせていただいております。会長よろしくお願いいたします。

会長

それでは、よろしくお願いいたします。議事に入ります前に、運営協議会規則第8条の規定により、議事録に署名をしていただく委員2名を指名させていただきたいと思います。保険医・薬剤師代表の松森委員と被保険者代表の橋本委員に署名をお願いしたいと思いますので、両委員よろしくお願いいたします。それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。

議題（1）令和5年度国民健康保険特別会計決算見込及び令和6年度予算についてを事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明を始めさせていただきます。

「（1）令和5年度国民健康保険特別会計決算見込及び令和6年度予算について」をご覧ください。左側の表が「歳入」、右が「歳出」、それぞれ左から令和4年度決算額と令和5年度決算見込額、前年対比、令和6年度予算となっています。歳入・歳出科目の用語につきましては、「国民健康保険における主な用語の説明」を参考にしてください。

なお、令和5年度を「見込額」としておりますのは、まだ、議会承認前であるためであり、実質、決算額としていただいております。

令和5年度決算見込を中心に説明させていただきます。歳入・歳出両表の中ほどの網

掛け列をご覧ください。

歳入__合計 64 億 2,787 万円、歳出__合計 63 億 8,495 千円といずれも前年度比 3.4% 増、歳入歳出差引残額が繰越額となりますが、4,292 万円と前年度並みとなりました。

実際のところは、歳入歳出ともに令和 6 年度予算編成に備えるために 3 億 6,700 万円程度組み込んでいるため、歳入__60 億 6,000 万円程度、歳出__60 億 1,700 万円程度となります。

令和 4 年度決算も同様に次年度予算編成に備えた 1 億円を組み込んでいましたので、実際のところは、歳入__61 億 1,300 万円程度、歳出__60 億 7,200 万円程度となっておりましたので、年々、国保特別会計規模は小さくなっております。要因につきましては、被保険者数の減少によるものですが、のちほど詳しくご説明します。

また、繰越金__4,292 万円で前年度並みとなっていますが、歳入の一番上の保険税は、当初予算より大きく収入実績が下回ることが見込まれましたので、9,200 万円程度の減額の補正予算を計上、あわせて、歳入を補い、会計を成り立たせるために基金を追加で取り崩して、繰入れしております。

それでは「歳入」の主なものについて説明させていただきます。まず、「保険税」は 11 億 4,875 万円。前年度比 6%程度の減です。「県支出金」の一番上、「保険給付費等交付金」は、「歳出」の保険給付費の中の出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金を除いた額、つまり、自己負担を除いた医療費に対し、全額、県から交付されるものです。

その下「繰入金」につきましては、法律で決められた分として、事務費、低所得世帯保険税軽減分にあたる基盤安定、出産育児一時金があります。「一般会計繰入金（法定外）」は、6 億 1,103 万円と前年度を大きく上回っていますが、はじめにご説明しました令和 6 年度予算編成のために 3 億 6,700 万円程組み込んでいることによるものでございます。

「国保財政調整基金繰入金」は、当初 9,800 万円で計上しておりましたが、先ほどご説明しましたとおり 5,000 万円追加し、1 億 4,800 万円としたものです。

「繰越金」は前年度からの繰越金、「その他収入」は延滞金、第三者納付金等でございます。

つぎに「歳出」の主なものをご説明します。主な支出は、保険給付費で、支出額全体の 62%を占めております。保険給付費の決算見込額は 40 億 510 万円で、前年度と比較し、2.18%の減額となっております。

「国民健康保険事業費納付金」は、県から保険給付に必要な費用分を交付金としてもらう代わりに、県へ支払う納付金です。市町村の医療費水準、所得水準を反映して、県が決定した金額となっています。令和 5 年度は 18 億 7,787 万円で、前年度より 1 億 1,000 万円上がっております。この納付金は、医療費や後期高齢者医療支援金、介護保険負担

金が増えると増えていくものですが、平成 30 年度の国民健康保険制度改革以降、続けられてきた国・県の激変緩和措置が全てなくなったため、特に大きな負担となっています。

「基金積立金」は大きく上がっていますが、令和 6 年度予算編成のために 3 億 6,700 万円程を一旦、基金に備えたものです。

「その他の支出」は県への返還金等です。

続いて、令和 6 年度予算について、下の円グラフで主に説明いたします。

「歳入」「歳出」__60 億 3,900 万円

歳出の 65%__「保険給付費」（出産、葬祭、傷病 2,100 万円程含む）__39 億 8,555 万円

歳入の 65.6%__「保険給付費交付金」__39 億 6,453 万円

円グラフのブルーの部分は歳入歳出でほぼ一致するもので、歳入は県からの交付によるものとなっています。

歳出のそれ以外の部分である「事業費納付金」「総務費」「保健事業費」「その他」は、歳入__「国庫・県支出金」「保険税」「繰入金」「その他」で充当するものとなっています。

円グラフの黄緑部分を確認していただきたいのですが、歳出では「事業費納付金」18 億 7,650 万円で 31%を占めていて、令和 5 年度以降大きな負担となっています。一方、歳入では「保険税」11 億 8,390 万円で 19.6%です。

みなさまにご審議いただきまして 1 人あたり 7,300 円程度の税率改定をしましたが、一方で被保険者数も減っているため、令和 5 年度決算より 3,500 万円程度の増で、十分な税収入としては見込めていません。

「繰入金」の中には、法定繰入等の赤字とみなされていない繰入も入りますので、一定程度は問題ありませんが、歳出の表__下から 5 段目「国保財政調整基金繰入金」4 億 134 万円のうち 3 億 3,400 万円程度は税収入の不足分を補うものとなっています。

円グラフの黄緑部分を薄オレンジ色の 2/5 ぐらいまで押していく形が望ましい状態と言えます。

「参考資料」もご覧ください。令和 5 年度決算に戻る話もございます。

まず、左上の表__被保険者数の推移です。

令和 1 年度末__12,812 人から令和 5 年度末__10,660 人に推移しています。毎年 600 人程度の減少となっています。国保は、年度始めに少し増え、年度末に向けて減っていくので、年度中の平均はもう少し多いですが、今年度末には 10,000 人を切る可能性も出てきています。

これは、「その他（6-64 歳）」の減__被用者保険の対象拡大と「前期高齢者（65-74 歳）」の減__令和 4～6 年度における団塊世代の後期高齢者医療保険への移行ピークが

要因となっています。国保特会の予算・決算に、被保険者数は大きく影響しますので、「歳入」では税収入、「歳出」では療養給付費、それぞれ1人あたりの額にも影響されますが、被保険者数規模により大きく変わりますので、国保特会規模が年々小さくなっているのは、その影響です。

令和6年度予算は、年間平均10,700人と見込んで60億3,900万円と編成していますが、それより被保険者数が少なく推移していますので、決算は厳しい状況となってくるかもしれません。

右上の表__保険税の収納状況です。収納率__現年__95.92%（前年度 95.72%）、滞納分__27.46%（前年度 32.58%）です。愛知県国民健康保険運営方針の目標を達成しており、良好な状況と言えます。

左中の表__被保険者数1人あたり保険税額・国保事業費納付金の推移です。年度末の被保険者数で決算額を割った数値の推移となりますが、先ほど、円グラフでご説明しましたとおり、国保事業費納付金はその多くを保険税でまかなわなければいけない仕組みとなっています。事業費納付金は大きな負担となる一方、被保険者数は減少してきていますので、1人あたり納付金額はブルーの棒グラフになりますが、令和5年度は176,161円。税率改定は行ってきてはいますが、全体の所得が低い傾向になってきていますので1人あたり保険税収入は伸びず、オレンジの棒グラフになりますが、令和5年度は107,764円。納付金との差を埋めていかなければならないところ、差が開いてしまっています。法定繰入等の赤字とみなされない繰入や国・県の補助金もいくらか入るものの、差が大きい状況が続いています。

つぎに、右下の表__療養諸費と被保険者数1人あたりの療養諸費の推移をご覧ください。ここの療養諸費総額とは、（1）の資料でご説明しました保険給付費の計で、自己負担を除いた医療費のことになります。決算総額としては8,600万円程度の減となっています。総額の推移は、緑の棒グラフになります。

年度末被保険者数で決算額を割った数値が1人あたり療養諸費でブルーの折れ線グラフになっています。被保険者数は、左側のグラフのオレンジの折れ線グラフで減ってきていますが、1人あたり額は上がっているため、療養諸費総額は減ってきてはいますが、大きな減額とはなっていないと思います。令和2年度に少し控えめで令和3年度に増えているのはコロナの影響です。

1人あたり療養諸費は、さまざまな医療費適正化の取り組みをすすめています。特定健診や保健指導、医療費通知やジェネリック医薬品の勧奨、重複多剤。ですが、効果は限定的で、被保険者の高年齢層の増加や医療依存度の高い人の割合増加、診療報酬の改定、高度医療といった影響のほうが大きくなっています。

会長

ただいま、ひととおりの議題（１）令和５年度国民健康保険特別会計決算見込及び令和６年度予算についての説明をしていただきましたが、委員のみなさんからのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

会長

よろしいですか。では、何かありましたら、まとめて後で聞いていただいてもいいですので、次に（２）令和６年度の国民健康保険の制度改正についてをお願いします。

事務局

それでは、「（２）令和６年度の国民健康保険の制度改正について」ご覧ください。１の税率等改定についてです。昨年度、この協議会でご審議いただき、答申をいただきました国保税率の改定について、３月議会にて議案上程し、原案のまま承認され、４月１日より施行されましたので、ご報告いたします。

改正内容については、表のとおりです。国保税は加入されている方の所得に応じて算定する所得割額と、１人あたりいくらかという均等割額、１世帯につきいくらかという平等割額、この３つの種類の合算で課税されております。このことは、６月と７月の広報、ホームページ、それから納税通知書にも周知チラシを同封させていただきました。

また、税率改定のほか、①課税限度額の国基準の引き上げと②低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直しがされています。

課税限度額の国基準の引き上げについては、後期分で２万円の引き上げ、全体で１０２万円から１０４万円となっています。本市は、この運営協議会での取り決めにより、１年遅れで国基準に合わせていくこととしており、税率とともに改定し、４月１日より施行されておりますが、国基準自体は今年も引き上げられていますので、１０６万円となっています。

低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直しも４月１日より施行されております。７割・５割・２割軽減とありますが、今回は５割・２割対象者の幅を広げるという改正となっています。基準額算定に用いる金額が２割軽減で５３.５万円→５４.５万円に、５割軽減で２９万円→２９.５万円にそれぞれ引き上げられました。このことにより、軽減の対象は若干増えることとなります。

会長

では、（２）令和５年度国民健康保険税率等の改正についてもお説明いただきました。これは、前回の協議会で審議し、答申したものになります。なにかご意見、ご質問がありましたらお願いします。

会長

こちらよろしいですかね。では、つぎの（３）赤字削減・解消計画についてを事務局、説明をお願いします。

事務局

「（３）赤字削減・解消計画について」をご覧ください。まず、赤字削減・解消計画ですが、平成 30 年度の国保制度改革で、将来的に保険税水準を統一していくためには、決算補填を目的とした繰入の解消が必要となることから、計画的に削減と解消をすすめていくために立てるものとされて、つくったものです。

平成 28 年度における決算補填目的の繰入額 3 億 6,300 万円程度を解消すべき額として、当初は令和 1～10 年の 10 か年計画としました。その後、計画の見直しをして、現在は平成 30～令和 5 年度の 6 か年計画に短縮して、毎年 5,200 万円削減としてきたものです。オレンジの棒グラフがその計画値になっています。それに対し、網掛け棒グラフが実績値となるわけですが、令和 4・5 年度は削減未達成、計画最終年度となる令和 5 年度では繰入額が大幅に増えることとなっております。決算補填目的には、基金の活用も認められていますので、これ以外に基金からの繰入れも行っています。

こうしたことから、計画の延長の変更を行うことといたします。内容といたしましては、平成 30～令和 9 年度の 10 か年計画、令和 5 年度における決算補填目的の繰入額 1 億 9,425 万円を解消すべき額として、毎年 4,900 万円程度削減していくものとします。

赤字削減の方策としては、税率の引上げ、基金の活用、医療の適正化があげられるところですが、医療の適正化は、本当に以前から特定健診等で努力してきているところです。でも、効果は限定的です。厳しいところですが、基金の活用も続けつつ、税率の見直しもする必要があるところで、ご協力をお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございました。大変難しい話ですね。いや、どうしていったらいいのか。なにかご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

なかなか達成させていくことが厳しい計画ですが、国がそう言っているならやっていくしかないのしょうね。この計画は達成できなくてもペナルティみたいなものはないのしょうね。

事務局

ペナルティがあるものとなっています。保険者努力支援というインセンティブ補助金

のメニューの中に該当項目がありまして、ポイント制の補助金になるのですが、この関連項目はポイントが高めのものとなっています。補填目的の繰入れがあるか、削減に向けての計画を立てているか、計画の達成度はといった各項目がありまして、本市は計画を立てているではポイントをもらえていますが、達成度ではマイナスとなっています。この補助金の中で 650 万円程度の差が発生してくると見込まれます。

会長

国保制度自体がなんとも困難な状況ですので、保険者として最大の努力をしても難しいものです。ありがとうございます。ではここで、一旦、休憩をはさみます。

(休憩)

会長

再開します。では、つぎの(4)マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてを事務局、説明をお願いします。

事務局

「(4)マイナンバーカードと健康保険証の一体化について」をご覧ください。これは6月号の広報に掲載したものです。

国の方針により12月2日に健康保険証が廃止となります。基本はマイナ保険証となり、マイナ保険証を所持しない人には保険証と似たような形の「資格確認書」が発行されることとなります。12月1日までに発行された健康保険証は、最長1年の間、記載された有効期限まで使用することができる経過措置が設けられています。

豊明国保としましては、間もなく発行する最後の健康保険証の期限を令和7年7月31日までといたしました。通常の有効期間ですと2年なので、令和8年8月31日までとなりますので、その1年前とするか、令和7年12月1日までとするか選択肢がありましたが、県が統一的な方針を示したので、医療機関等への影響も考え、県の方針にのることとしたものです。ですので、今回の健康保険証の期間は11か月間となります。

豊明の国保の方の紐づけ状況ですが、今年の5月のデータでは57.2%となっています。その後、関心があがって窓口で紐づけされる方も増えているので、現在は60数%となっていると思います。

今後の状況としましては、今年の12月2日以降には、新しく国保になった方、よその市町の国保から豊明国保に移った方、健康保険証をなくした方には健康保険証が発行できなくなりますので、「資格確認書」か、マイナ保険証をお持ちの方でしたら「資格情報のお知らせ」というA4の通知を発行することになっていきます。

また、来年の8月1日以降の保険証の期限が切れた後には、「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」を一斉発行することになります。その有効期限や運用については、1年か5年か、一斉か、まだ検討中です。

先ほど、紐づけ率は60数%程度ではとお話ししましたが、医療機関での利用率は5月データで10.47%でした。各種通知へのチラシ同封をしたり、ホームページ、広報などいろいろなところでお知らせしていきたいと思います。

会長

ありがとうございました。本当にどうなっていくでしょうね。メリットもある制度とは思いますが、年齢の高いマイナンバーカードを作っていない人が困るでしょうね。

委員

医療機関の窓口で一番心配なのは、独居で認知症の方ですね。窓口で立ち往生することも多い中で、さらにマイナ保険証をどう説明していくものか、本当に心配です。

事務局

支援が必要な高齢者の方や障がい者の方にはマイナ保険証と「資格確認書」の併用も認めるというような話は出ています。

委員

一番大変なのは、医療機関等の窓口でしょうね。

会長

ありがとうございました。では、つぎは、その他ですが、今までのところで質問やご意見よろしかったでしょうか。

では、その他について、事務局、説明をお願いします。

事務局

ひとつめの「子ども・子育て支援金制度について」でございます。特に資料は用意してございません。

国の少子化対策により、6月に改正子ども・子育て支援法が可決成立いたしました。児童手当等の経済的支援策が拡充されるとともに、子ども・子育て支援金制度が令和8年度より創設されます。「子ども・子育て支援加速化プラン」を実施するための財源の一部として、医療保険料に上乗せして徴収される仕組みとなります。所得の向上とセッ
トで負担率としては変わらないと国は説明していますが、実際には増額となっていくと

予想しています。一層、厳しくなると思いますが、またどうぞよろしくお願いいたします。

つぎに、令和6年度のこの運営協議会のスケジュールについてです。「令和6年度スケジュールについて」という資料をご覧ください。

今年も、来年度の納付金算定と、国保税率の見直しを行っていきます。

秋頃に令和6年度納付金の仮算定、年末に確定係数が提示され、年明け早々に本算定、その後、国保税額を算出、予算反映、税率案諮問、答申、3月議会にて国保税条例改正・予算審議となります。運営協議会の予定としましては、昨年度と同じようなスケジュールで、仮算定の出た12月頃に第2回を、本算定が出て、税率案ができた頃の1月下旬～2月上旬に第3回を予定しております。この3回目の協議会で、税率等の諮問をさせていただくことも予定しております。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化についても、今後ご意見を伺ったり、ご報告をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

会長

ただいま説明がありましたが、委員のみなさんからのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

会長

ありがとうございました。その他、事務局から何かありますか。

事務局

ありません。

進行（課長）

それでは、これで豊明市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

終了 午後3時20分